

本検討会議（第22回～第25回）における川嶋座長代理提出資料

目 次

総論的事項（大学入学者選抜のあり方と改善の方向性）【案】

（1）大学入学者選抜に求められる原則	1
（2）これまでの教訓を踏まえた入学者選抜の改善にかかる意思決定のあり方	3
（3）コロナ禍での入学者選抜をめぐる状況変化	4
（4）大学入学者選抜の改善の検討に当たっての留意点	6

記述式問題の出題のあり方について【案】

（1）記述式問題の意義・必要性	7
（2）共通テストへの記述式の見送りの段階で指摘された課題	8
（3）記述式問題に関する大学の意見や出題の実態	9
（4）記述式問題の推進の考え方	11
（5）個別入試における記述式問題の推進策	12
（6）高校・大学における教育の充実	13

英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】

（1）総合的な英語力評価の意義	16
（2）大学入試英語成績提供システムの見送りの段階で指摘された課題	19
（3）英語資格・検定試験の活用に関する大学の意見や活用の実態	21
（4）総合的な英語力評価の推進の考え方	22
（5）国による総合的な英語力評価の推進・支援策	23
（6）高校・大学における英語教育の充実	24

経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる
配慮について【案】

(1) 基本的な考え方	26
(2) 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件への配慮	27
(3) 障害者への合理的配慮の充実	28
(4) 地理的・経済的事情等のある志願者を対象とした特別選抜等の実施	29

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】

(1) 令和6年度実施の入学者選抜に向けて	30
(2) 秋季入学等の入学時期・修学年限の多様化に対応した入学者選抜のあり方 ..	32
(3) 総合型・学校推薦型選抜の推進	32
(4) 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進	34
(5) 大学入学者選抜の実施・検討体制	36

総論的事項（大学入学者選抜のあり方と改善の方向性）【案】 【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

（1）大学入学者選抜に求められる原則 ※別紙の概念整理表を参照

大学入学者選抜のあり方を検討する上で、大学入学者選抜に求められる原則を改めて確認しておくことが重要である。

原則①：当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定

- 大学入学者選抜は、各大学・学部が各々の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めて行うものであり、当該大学・学部で学ぶのに必要な能力・適性を有する学生を選抜することを目的とするものである。
- このため、入学者選抜がその役割を十全に果たし、大学と学生との望ましいマッチングが図られるためには、これらの3つのポリシーを具体的かつ明確に示し、その連動性を強化することが極めて重要である。また、特に学力検査では、志願者の中から、当該大学・学部の求める能力を有する者を正確に判定し、選抜するための要件（信頼性、妥当性、識別力）を備えることが重要となる。
- このような、大学固有・学部固有の選抜という特質があることから、我が国における大学入学者選抜の内容・方法を定める責任主体は各大学・学部であり、各大学・学部が主体的に入学者選抜を実施するものとされている。その一方、個別入試の集合体としての大学入試全体のあり方が高等学校以下の教育に大きな影響を有すること、その中で大学が共同して実施する大学入学共通テストが重要な構成要素となっていること等を踏まえ、国がコーディネーターとしての役割を果たし、大学入試センターや関係団体と連携・協議し、一定のルールをガイドライン（大学入学者選抜実施要項等）として定め、適切な実施や選抜方法の改善等を促しているが、このことも重要である。

原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

（形式的公平性の確保）

- 入学者選抜の結果が当事者である受験生をはじめ、社会的に信頼されるものであるためには、受験機会や選抜方法における公平性・公正性の確保が重要である。具体的には、同一選抜区分においては、公平な条件での実施（形式的公平性の確保）が必要である。ただし、このことは、同一日・同一試験問題による学力検査の結果による選抜のみが公平・公正であると考えられるものではない。選抜基準を明確にすることにより公平性・公正性を確保した上で、一般選抜のみで

1 なく、総合型選抜や学校推薦型選抜等を含め、選抜方法、選抜尺度の多様化を進め、志願者の
2 能力、適性等を多面的・総合的に評価することが重要である。

- 3
4 ● 具体的には、試験時間や試験環境の斉一性はもとより、正確な採点や試験問題の漏洩の防止等
5 を含め、全体として公平・公正な手続に基づく合否判定が行われることが重要である。特に、
6 試験問題の作成や採点をはじめ試験実施業務において、外部の機関や専門家の協力を得ること
7 については、機密性、中立性等の観点から慎重に対応すべきであり、利益相反の疑義を持たれ
8 ないようにする必要がある。
- 9
10 ● こうした観点からすれば、試験問題やその解答、解答例・出題の意図、試験の評価判定方法等
11 の選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数、男女別合格率をはじめ、入試に関する様々な情
12 報は適切に公表されていることが必要である。

13 (実質的公平性の追求)

- 14 ● 形式的公平性の確保とともに重要なのは、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、
15 障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮の充実といった実質的公平性の追求
16 である。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学のアドミッション・ポリ
17 シーに基づき、積極的な取組が求められるとともに、国としても様々な施策を講じていく必要
18 がある（※入学者選抜をめぐる地理的・経済的事情への配慮等については別に詳述する）。

20 原則③：高校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

21 (高大の円滑な接続)

- 22 ● 大学入試は各大学・学部が責任を持って主体的に実施するもの（原則①）である一方、高等学
23 校以下の教育課程や指導方法に与える影響が大きいことから、それらの正常な発展の障害とな
24 らないよう種々の配慮を行うことが重要である。このため、学力検査については、高等学校学
25 習指導要領に準拠し、いたずらに難解な問題を出題しないような配慮が求められてきた（難問
26 奇問の排除）。
- 27 ● また、新学習指導要領の実施に当たり、高校教育関係者が一丸となって、主体的・対話的で深い
28 学びの視点からの授業改善を通して、生きて働く知識・技能の習得や未知の状況にも対応でき
29 る思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人
30 間性等の涵養を目指す（※）教育改革を推進しており、こうした高等学校学習指導要領の考え方
31 と齟齬をきたすことのない選抜に改善していく必要がある。入試改革に過度に期待することは
32 適切ではないが、高等学校以下の教育に望ましい影響やメッセージを与え得る入学者選抜に改
33 善することは重要である。

34 ※「高等学校学習指導要領（平成30年告示） 第1章 総則」参照

35 (入学志願者の保護)

- 36 ● 大学入学者選抜は、各大学・学部がアドミッション・ポリシーに基づいて自らの責任で受験生
37

1 を選抜することが基本（原則①）であるが、受験生にとっては、その準備に相応の時間や様々
2 な努力、負担を要するものである。このことを踏まえれば、合格に向けてどのように取り組め
3 ばよいかは明確で、努力が報われるものであることが重要である。

- 4
- 5 ● このため、特に大学入学共通テスト及び各大学の個別学力検査において課す教科・科目の変更
6 等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、少なくとも2年程度前には予告・公表
7 することとされている。そうした各大学の変更に影響を与える政策決定を行う場合には、更に
8 その1年程度前に予定の通知が行われてきている。その他の変更についても、入学志願者保護
9 の観点から可能な限り早期の周知に努めることが重要である。

12 (2) これまでの教訓を踏まえた入学者選抜の改善にかかる意思決定のあり方

13 (1) の原則を踏まえた上で、入学者選抜にかかる意思決定に当たっては、以下の観点に留意す
14 る必要がある。

16 ①議論の透明性、データの重視、多様な意見聴取

- 17 ● 大学入試改革は、受験を間近に控えた高校生のみならず、既卒者、社会人、幅広い年齢層の子
18 供やその保護者の行動や選択にも影響を及ぼすものであり、政策決定の影響は広範で大きいも
19 のと考えられる。また、受験生の立場からすれば入試はその後の進路にも大きな影響を与える
20 ものと認識されており、その見直しは、受験生をはじめ社会の納得感を得て行うことに留意が
21 必要である。
- 22
- 23 ● そのような観点から、見直しの大きさや影響力に応じて、見直しの前提となる現状や課題に関
24 する実態把握を十分に行うこと、議論の透明性の確保に留意すること、政策の推進に慎重な立
25 場の者の意見や当事者の懸念も考慮すること、地域格差や経済格差、障害者への配慮をはじめ
26 (1) で述べた原則の確認を十分に行うことなどが重要となる。
- 27
- 28 ● 大学入試改革の意思決定に当たっては、個々の選抜の責任主体である大学関係者との協議を踏
29 まえることを基本としつつ、実証的なデータやエビデンスに基づき、専門的・技術的な知見や
30 幅広い関係者、当事者の意見に耳を傾けつつ、見直しに伴う負担と得られる成果の比較考量も
31 加味した慎重な検討を行うことが重要である。また、個別の試験実務を踏まえた議論を行う場
32 合は、機密保持の必要性から一定の制約は生じ得るものの、全体の検討過程については可能な
33 限り透明性を確保し、広く国民の理解を得ながら結論を導き出すことが重要である。

35 ②実現可能性の確認・工程の柔軟な見直し

- 36 ● 大学入学者選抜は、高等学校以下の教育課程や指導方法に影響を与えるとともに、受験生一人
37 一人の進路にも大きな影響を与えるものと認識されている。このため、大学・高等学校の関係
38 者が理念や方向性を共有しながら必要な改善を図っていくことが重要である。

- また、大学入学者選抜には、(1)のように満たさなければならない複数の重要な原則がある。さらに、多くの選抜区分が相互に重複・近接した日程の下で実施されていることなどから、その見直しが高等学校や受験生に与える影響にも様々な角度からの吟味が必要である。
- こうしたことから、意思決定に当たっては、理念や結論が過度に先行し、実務的な課題の解決に向けた検討が不十分にならないようにする必要がある。的確な現状分析に基づいて改革の理念や方向性を定めた上で検討を進めつつも、検討の過程で実務的な実現可能性を常に確認し、課題の解消が難しいと判断される場合は工程を見直したり、他の方策の適否を検討したりするなど柔軟な姿勢で臨む必要がある。

③共通テストと個別試験との役割分担等を意識した検討

- 大学入学共通テストは50万人以上の志願者が受験するものであり、個別試験に比してもより高い公平性が求められる。また、入試日程の制約の中で、大量の答案を採点し、迅速に各大学への成績提供を行わなければならない。
- 他方、各大学の個別試験はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき行うものであり、当該大学・学部の志願者を対象に選抜するものであり、各大学・学部の判断での工夫を出題内容に加えることができる。また、総合型選抜や学校推薦型選抜の占める割合が私立大学では5割を超え、国公立大学でも増加傾向にある。こうした選抜においては、一般選抜ほどは入試日程上の制約が大きくなく、丁寧な選抜が可能である。
- さらに、望ましい能力・適性の全てを入試で問おうとすることは現実的でなく、入試で問うことと、高等学校教育で身に付けるべきこと、大学入学後の初年次教育等で対応すべきこととの役割分担の可能性にも留意が必要である。
- このようなことを踏まえ、改革の目標の実現に当たって、共通テストと個別試験との役割分担、総合型・学校推薦型選抜のさらなる充実の可能性や大学入学後の教育等との役割分担に関する議論が不十分にならないようにし、高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた改善の提案が重要である。

(3) コロナ禍での入学者選抜をめぐる状況変化

昨年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、大学入学者選抜の実施にも大きな影響を及ぼしている。今後のあり方の検討に当たっては、コロナ禍による状況の変化を踏まえることが不可欠になっていると考えられる。

①共通テストの重要性の高まり

- コロナ禍においては、県域を越えない会場で高等学校の基礎的な学習の達成度の評価を行うことができる大学入学共通テストのセーフティネットとしての役割が改めて認識され、共通テス

1 トの安全かつ確実な実施の重要性が多くの関係者から指摘された。

2 3 ②面接試験におけるオンライン化の進展

- 4 ● 越県移動を可能な限り低減させ新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、文部科
5 学省は、総合型選抜、学校推薦型選抜等においてICTを活用したオンラインによる個別面接
6 やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出な
7 どの工夫を推進した。
- 8
9 ● こうした中、多くの大学で面接試験がオンラインで実施されており、コロナ禍が収束した後も、
10 地理的・経済的事情への配慮の観点から、オンライン化を引き続き推進すべきとの指摘がある。

11 12 ③緊急時に入試日程等を協議する仕組の強化

- 13 ● 大学入試の日程や留意事項等については、毎年、高等教育局長によって招集される「大学入学
14 者選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行っている。
15 今回のコロナ禍においても、同様に協議の場が設けられ、令和3年度の大学入学者選抜におけ
16 る共通テストの実施日程や個別選抜における配慮事項等について一定の合意がなされた。
- 17
18 ● 他方、今般の協議の過程を通じて、緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会
19 議体の常設化、協議のプロセスの透明性の確保、構成メンバーの代表性の明確化等の必要性等
20 を指摘する声が出てきている。

21 22 ④選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題

- 23 ● コロナ禍においては、大学入学者選抜に活用が予定されていた英語資格・検定試験において、
24 一時期、中止や延期をせざるを得ない状況が生じた。これに対し、高等学校や受験生から、資
25 格・検定試験の受験機会の確保を求める声が出された。

26 27 ⑤入学時期弾力化の必要性

- 28 ● コロナ禍においては、一斉休校の下での授業の遅れに伴う失われた学びの時間を取り戻すとと
29 もに、我が国の教育システムをグローバル化する等の観点から、初等中等教育段階を含め、国
30 全体で秋季入学制に移行することの是非が議論となった。種々の困難性からこの案を直ちに導
31 入することは見送られたが、教育再生実行会議において、ポストコロナ期の学びの在り方につ
32 いて検討する中で議論されることとなった。
- 33
34 ● 同会議においては、学年の始期と終期を学長が定めることが制度上既に可能となっている高等
35 教育段階においては、ニューノーマルにおける大学教育を実現する方策の一つとして、通年入
36 学・卒業・採用など社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化
37 が検討されている。

(4) 大学入学者選抜の改善の検討に当たっての留意点（種々の役割分担を踏まえた検討）

大学入学者選抜の改善に当たっては、一般選抜の改善や大学入学共通テストの改善のみならず、一般選抜と総合型・学校推薦型選抜との役割分担、共通テストと個別試験との役割分担を踏まえた議論が重要である。

①一般選抜と総合型・学校推薦型選抜との役割分担

- 限られた時間で学力試験をベースに多数の受験者の合否判定を行う一般選抜と比較して、総合型・学校推薦型選抜は、時間と労力を要するものの、より多面的・総合的な丁寧な選抜に向いているほか、採点に時間のかかる選抜方法（面接、口頭試問、小論文試験等）も実施しやすい等の利点を有する。
- また、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点からは、より多面的・総合的な選抜の果たす役割も大きい。特に、我が国の大学のグローバル化の中で求められている秋季入学の導入等の入学時期の弾力化（教育再生実行会議で検討中）への対応については、多様な学生の受入れ等の観点から、学力試験を中心とする通常の一般選抜ではなく、総合型・学校推薦型を活用する意義が大きい。
- 総合型・学校推薦型選抜は、選抜時期の分散や面接のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と比べ、感染症の蔓延のような事態や大規模自然災害への耐性が高く、受験機会の複数回化にも資するなど、我が国の入試システム全体の安定性を高める観点からの意義も大きい。

②共通テストと個別試験との役割分担

- 今般のコロナ禍での状況も踏まえれば、大学入学共通テストは、高校の基礎的な学習の達成度の評価を主たる機能ととらえ、安定的で確実な実施を一層重視していく方向で改善していくことが適当である。
 - これに対して、各大学の個別試験は、各大学・学部のアドミッション・ポリシーに基づき、共通テストでは問いにくく、個別試験でこそ問いやすく、当該大学・学部が必要とする能力の評価を一層重視していく方向で改善を図っていくことが適当である。その際、入学後に必要な能力の測定に必要な場合は自前主義に過度にこだわらず、外部試験等の活用も積極的に検討していくことが適当である。
- 以上のことを踏まえ、異なる選抜区分が持つ意義や特性を踏まえつつ、共通テストと個別試験との関係や入試と入学後の教育との役割分担の視点を踏まえた検討を行う必要がある。また、各大学・学部においても、各々のアドミッション・ポリシーに基づき、異なる選抜区分の望ましい組み合わせの追求や入試で問うべきことと入学後の初年次教育等で育成すべきことの仕分け等について検討していくことが求められる。

記述式問題の出題のあり方について【案】 【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

1. 記述式問題の意義・必要性

- 複数の情報を統合し、構造化するなどして自らの考えを論理的にまとめる思考・判断の能力や思考・判断した過程や結果を的確に表現したり、創造的に表現したりする能力は、高等学校学習指導要領に基づく教育活動の中でその育成が重視されているが、大多数の大学・学部においても、入学後、専門分野を学んでいく上でも必要な能力であると考えられる。
- もとより、これらの能力の重要性は最近指摘され始めたのではなく、従前から重要なものであった。しかし、AI（人工知能）やロボティクスの飛躍的な発展により、労働市場で定型的業務の代替が進み、人間にしかできない創造的な業務の比率が増す中であって、より多くの学生に、より高度なレベルでこれらの能力を育成する必要性は一層高まっていくものと考えられる。
- マークシート方式の出題でこうした能力を測定・評価することには一定の限界があることから、従前からより直接的な評価手法として記述式問題を出題する取組が行われてきた。その態様は短答式、短文、長文、小論文など教科・科目や選抜区分によって様々であるが、上記のような必要性に鑑みれば、各大学のアドミッションポリシーに基づき、こうした能力の評価を行うことは、大学入学者選抜に求められる原則①（当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定）の観点に沿ったものであると考えられる。

<これまでに出された主な意見>

- 改訂学習指導要領では論理的な思考力・表現力の育成が重視されたが、そこで育成される力のうち、大学での学問に必要なものを入口で評価することは合理的であり、記述式問題は一層重要となる。
- 記述式問題の導入は、学力の3要素のうち「思考力・判断力・表現力」を測定できる意義があるし、多面的・総合的評価の推進に当たっても重要な方策であり、原則進めていくべき。しかし、特に一般選抜は日程上の限界もあり、採点の公正性を担保するための慎重な検討が必要。
- 記述式は、思考力・判断力・表現力を測るには最もふさわしい設問形式。各大学では、小論文・エッセイなどで教科科目を超えた多様な設問が可能で、アドミッションポリシーに応じて測りたい能力を測りうる。
- 日本数学会の大学生数学基本調査では、記述式の入試を経ていない1年生の数学的説明力の欠如が明らかになった。また、学ぶスキルが欠如し、入学後に再教育が必要な学生が増加。3科目未満に重点化した学習や選択式問題への過剰最適化（穴埋めプリント学習）が背景にある。
- 若者の間で論理的な表現力が落ちていることは多くの企業の採用担当者が実感している。
- 論証する力や事実を客観的に説明する力を測定するならば、国語、小論文、総合問題などの記述式で問うことが必要。

2. 共通テストへの記述式の見送りの段階で指摘された課題

大学入学共通テストへの記述式問題の導入に関わっては、以下のように様々な問題が指摘され、2019年12月の導入見送りにつながった。

(1) 採点者の確保

- 民間事業者に採点業務の一部を委託する仕組みを採ったことについて、1月中旬の2週間という限られた期間に、質の高い採点者を大量に確保できるのかが疑問視された。このことについて、採点事業者からは、これまでの実績に基づき、確保は可能との見通しが示されたものの、実際の採点者は、共通テスト実施の前年秋以降に行われる選抜試験及び研修を経て確定するため、採点体制を前もって具体的に明示することができず、不安の払拭には至らなかった。

(2) 正確な採点

- 平成30年度試行調査（プレテスト）の「国語」において0.3%の採点結果を補正する必要が生じたことを踏まえ、採点の質の向上が課題となった。大学入試センターは採点事業者に対し、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、品質管理専門チームの設置、ダミー答案の活用や無作為抽出によるチェック等、採点の質の向上を図るよう指示をおこなったが、記述式問題の性質上、約55万人の答案を短期間で採点する中で、採点ミスゼロにすることは困難であるとの認識であった。

(3) 採点結果と自己採点との不一致

- 平成30年度試行調査（プレテスト）の結果、「国語」の約3割の答案において採点結果と自己採点が不一致となり、受験生が出願大学を選択する際の支障になるとの問題が指摘された。大学入試センターは、採点の仕方について説明した資料の作成等の取組を検討したが、こうした取組を行うことによって採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることが見込まれるものの、記述式問題の性質上、大幅に上昇することは困難であるとの考えであった。

(4) 民間事業者の活用に伴う利益相反の懸念の指摘

- 大学受験に関わる模擬試験や参考書等の販売事業を行う民間事業者のグループ企業に記述式問題の採点業務の一部を委託した。
- 大学入試センターは、①採点事業者に守秘義務を課し、採点業務に伴って知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止、これらに違反した場合の損害賠償等を規定した契約の締結、②採点事業者が雇用する採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないこと等を定めた機密保持契約の締結等により、採点業務に関する機密性を保つ体制の確保を図ったが、出題内容や採点基準等に関する機密の漏洩やグループ企業間での利益相反が生じるとの懸念が指摘された。

(5) 採点をめぐる制約から望ましい記述式に限界があることの指摘

- 大学入学共通テスト実施方針においては、国立大学の二次試験で行われているような解答の自由度の高い記述式ではなく、設問で一定の条件を設定し、それを踏まえて結論や結論に至るプロセス等を解答させる「条件付記述式」を中心に作問を行うことにより、問うべき能力の評価と大規模共通試験における採点等テスト実施に当たっての課題の解決の両立を目指すこととされた。こ

れに対して、このような作問で、記述式で問うべき能力を問えるかどうかについて指摘がなされた。

3. 記述式問題に関する大学の意見や出題の実態

本検討会議では、全大学に対してアンケート調査を実施し、大学入学者選抜における記述式問題のあり方に関する意見や選抜区分ごとの出題の実態について詳細な分析を行った。

(1) 記述式問題に関する大学の意見

- 国公立大学においては、「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」について、肯定的意見が8%（国立 6.0%、公立 11.5%） 否定的意見が91%（国立 93.7%、公立 83.3%）であった。一方、「個別入試（一般選抜）で記述式を充実すべき」については、肯定的意見が78%（国立 78.3%、公立 77.1%）、否定的意見が20%（国立 21.5%、公立 17.7%）であった。
- 私立大学においては、「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」について、肯定的意見は17.4% 否定的意見は81.5%であった。一方、「個別入試（一般選抜）で記述式を充実すべき」については、肯定的意見は51.8%、否定的意見は47.4%であった。
- また、自由記述欄においては、「公平な採点が担保されない限り、導入は不可能」「成績提供に時間がかかるのは困る」「画一的な採点基準では思考力を測る意義が失われる」「個別入試で判定すべき」「推薦入試やAO入試で長文記述やプレゼンテーションを実施している例もあり、全てを共通テストで測る必要はない」などの意見が見られた。
- 他方で「方向性は間違っていない」など共通テストへの記述式導入に賛同する意見も見られたものの、その実現のための方策については、「AIによる採点システムを開発すべき」、「記述式だけは12月に実施すべき」といった意見であった（詳細は実態調査P. 148～150 参照）。

【参考】実態調査（参考資料3）（P. 22, 23）

「大学入学共通テストで記述式を出題すべき」

とてもそう思う 2.0% そう思う 13.0%（国立：2.0%、4.0%、公立：2.6%、8.9%、私立：1.9%、15.5%）

「一般選抜の記述式問題を充実すべき」

とてもそう思う 8.2% そう思う 50.3%（国立：15.7%、62.6%、公立：12.5%、64.6%、私立：6.0%、45.8%）

1 (2) 記述式問題の出題の実態

2

3 (国公私別の出題実態)

- 4 ● 国公立大学では、一般入試全体（全教科）で国立の99.5%、公立の98.7%のテストが記述式を出題
- 5 しており、全体の枝問数に占める記述式問題の割合は国立で81.6%、公立で70.0%であった。具
- 6 体的な出題内容は、短答式・穴埋め式が国立で49.0%、公立41.7%、短文や長文・小論文、図表・
- 7 グラフ・絵、英文和訳・和文英訳の合計が国立32.6%、公立28.4%であった。
- 8 ● 私立大学では、一般入試全体（全教科）では54.1%が記述式を出題しており、全体の枝問数に占
- 9 める記述式問題の割合は25.3%であった。具体的出題内容は、短答式・穴埋め式が21.1%であ
- 10 り、短文、長文・小論文、図表・グラフ・絵、英文和訳・和文英訳の合計が4.2%であった。

【参考】実態調査（参考資料3）（客観式・記述式問題の出題数）（P. 123, 125, 127）

国立：客観式18.4%、短答式・穴埋め式49.0%、短文17.0%、長文・小論文11.7%、図表・グラフ・絵等2.5%、
 英文和訳・和文英訳1.4%

公立：客観式30.0%、短答式・穴埋め式41.7%、短文12.7%、長文・小論文11.9%、図表・グラフ・絵等1.7%、
 英文和訳・和文英訳2.1%

私立：客観式74.7%、短答式・穴埋め式21.1%、短文2.3%、長文・小論文1.2%、図表・グラフ・絵等0.3%、
 英文和訳・和文英訳0.4%

11

12 (国公私間の差が生じる背景)

- 13 ● こうした国公立と私立との違いが生じる背景としては、①国公立の一般入試においては、選抜区
- 14 分あたりの志願者数が少なく、合格者に占める入学者の割合（いわゆる歩留まり率）が高いこと、
- 15 ②ほぼ全ての選抜区分で共通テストが1次試験として位置づけられているため、2次試験では少
- 16 数の志願者に対するきめ細かな評価を志向していることが考えられる。
- 17
- 18 ● 一方、私立大学においては、③選抜区分あたりの志願者数が多く、合格者に占める入学者の割
- 19 合（歩留まり率）が低いこと、④共通テストを1次試験として活用する私立大学もあるもの
- 20 の、多くの場合、限られた日程の中で、個別学力試験によって多数の志願者の中から選抜しな
- 21 ければならないこと、⑤一般入試だけでも複数の選抜区分を設け、複数の学力試験を作成して
- 22 いる例も多いこと等から、記述式問題の作成や採点に伴う負担感が大きいことなどが考えられ
- 23 る。

4. 記述式問題の推進の考え方

- 1. 2. 3. を踏まえ、大学入学者選抜における記述式問題の出題や、思考力・判断力・表現力の評価について、どのように推進するか。

〈これまでに出された主な意見〉

①共通テストの位置づけ

- 記述式問題は採点者の裁量が大きく、採点ミスリスクもゼロにならない。採点基準を明確にすればするほど、問題は画一的かつ単純な訓練で回答が可能となり、本来問うべき表現力から遠ざかる。各大学が独自に問題を作り、自前の採点者が自前の採点基準で採点すべき。
- 本来求められる記述式とは定型の模範解答があるようなものではない。
- 記述式問題で問う思考力・表現力の深さと採点可能性はトレードオフの関係。「条件付記述式」は学力中位層には一定の意味があったが、限定的なものとならざるを得なかった。
- 現行の共通テストの日程の枠外で、バカロレアのような本格的な記述式テストを実施すべき。条件付き記述式を実現するためにCBTを導入したり、AIによる採点システムを開発したりすることには反対。
- 共通テストにおける記述式問題導入について指摘された課題は、容易に解決できるものではないため、現実には、個別試験における出題を促す以外の選択はあり得ないのではないかと。
- 共通テストはマークシート方式だが、それで思考力・判断力・表現力を一切判定できないから記述式が必要というのはおかしい。センター試験は思考力等をより問う形に変化してきたはず。
- 米国SATのWriting and Language Testでは、多肢選択式で文章を推敲させ、書く力を評価している。記述式以外でも書く力を評価することは可能である。

②一般選抜における位置づけ

- 記述式は、教科・科目を限定せず、各大学のAPに基づき適切な教科・科目で推進すべき。
- 志願者数が少なく歩留まり率も高い国公立は、より高度な記述式を出題する方向で改善すべき。
- 志願者数が多く歩留まり率が低い私立は、「効率的な採点・出題の工夫により出題増に努める」という努力目標的な方向で改善を図るべき。
- 記述式を出題できていない残りの5割の私立大学に対する支援が必要。
- 共通テストで一律に記述式試験を行う必要はない。また、個別試験でも一律での導入を避け、その採否も含め大学の自主性・自律性に委ねるべき。
- 私立大学は、国公立と異なり一般入試を複数回実施しており、問題も複数回作成している。一般入試で（本格的な）記述式の出題を求められても現実的には困難な大学がある。
- 共通テストで記述式が不要という私立大学が多いと言うが、センター試験の利用のみで入学している者もいる中、思考力・判断力・表現力等を適切に評価できていないのではないかと。
- 記述式を出題する私大もあり、工夫次第という部分もあるが、一方で難易度を上げると志願者が離れる傾向もあり、ある程度大学界として足並みを揃える必要。私学の自主性を踏まえ一律の義務付けは行わないとしても、「入試で記述させる部分を少しでも増やしていく」という大きな方向性は合意すべき。

③多様な選抜形態の役割

- 総合型・学校推薦型選抜は、時間と労力を要するが、採点に時間のかかる面接、口頭試問、小論文、プレゼンテーション等も実施しやすい。
- 実態調査では、AO、推薦で小論文を課している例が案外少ない。国公立問わず、採点期間や選考期間に余裕のある総合型・推薦型で思考力・判断力・表現力を見ていく工夫を充実させるべき。
- 各大学が出題意図、求める能力等を募集要項等で明確にした上で受験生に記述式問題を課すこととし、「新しい考えをまとめる思考・判断の能力や、その過程を表現する能力」「自らの考えを立論し、さらにその過程を表現する能力」を様々な選抜方法を通じて、丁寧に問う必要がある。

【参考】実態調査（参考資料3）

①小論文を課す選抜区分の割合（P. 89）

AO入試・国立：22.5%、公立26.0%、私立：23.2%、推薦入試・国立：38.3%、公立52.0%、私立：25.5%

- ②「総合型、学校推薦型を、より思考力・判断力・表現力を評価できるよう改善すべき」(P. 19, 20)
とてもそう思う 11.0% そう思う 65.7% (国立: 11.7%、59.1%、公立: 6.8%、71.4%、私立: 11.3%、66.6%)

1
2
3
4
5
6
7
8
9

5. 個別入試における記述式出題の推進策

- 実態調査の結果によれば、「一般選抜において記述式を充実すべき」と考えている大学が 58.5%、「総合型・学校推薦型において思考力・判断力・表現力を評価できるよう改善すべき」と考えている大学が 76.7%であった。また、国公立では一般入試全体で国立の 99.5%、公立の 98.7%が記述式を出題しており、全体の枝間数に占める記述式の割合は国立で 81.6%、公立で 70.0%であった。一方、私立大学は 54.1%が記述式を出題しており、全体の枝間数に占める記述式問題の割合は 25.3%であった。こうした状況を踏まえ、各大学の取組を支援する方策についてどのように考えればよいか。

<これまでに出示された主な意見>

- 大学入試センターにおいて、教科ごとの記述式の作問に関するガイドラインを作成し、様々な記述式問題の意義や、採点効率化の工夫など、私大でも取り入れやすい方法も紹介すべき。
- 採点負担の軽減方法としては、条件付き記述式のほか、多肢選択をさせた上で選択肢を選んだ理由を書かせる、多肢選択で一定の得点を超えた答案を対象に記述式を採点する、概念の定義を書かせる問題を出す等の工夫が考えうる。各大学のノウハウを共有すべき。
- ボリュームゾーンの志願者には、数式を書かせるだけでもスクリーニングとして十分機能する。
- 平成 19 年に組織されたコンソーシアム「大学入試過去問活用宣言」には国公私 144 大学が参加し、令和 2 年度入試では 26 大学が過去問から出題。こうしたニーズを踏まえれば、大学入試センターが各教科の領域・分野ごとに過去の良問をデータベースにすれば活用が見込めるのではないか。
- 大綱化以降、研究大学化が強まり、高校の指導要領を熟知し、出題ができる教員は減り続けている。国立大学でも小規模大学では高度な記述式は困難との声がある。一部地域では、共同で記述式を作問しようとする動きがある。
- 国、大学入試センター、大学等が連携して共通活用できる高度な記述式問題を研究開発すべき。
- 過去、大学入試センターが記述式問題を提供する計画をセンターと国大協で検討したが、結局最終的に国立大学から手が上がらなかった。
- センターが作問しても活用する大学がなければ無駄。どんな内容でなら個別大学で活用できるのか、どれぐらいのニーズがあるのか、コストや作業の問題をどう分担するのか。
- 導入が進んでいない私学においても記述式を充実すべきと考える大学は 5 割もある。インセンティブを付与して導入を推進すべき。
- 国は定期的な選抜区分ごとの実態調査により、記述式の出題状況について把握し、情報提供を通じて各大学の取組を推進すべき。

【参考】実態調査(参考資料 3)

- ① 「一般選抜の記述式問題を充実すべき」(P. 22, 23)
とてもそう思う 8.2% そう思う 50.3% (国立: 15.7%、62.6%、公立: 12.5%、64.6%、私立: 6.0%、45.8%)
- ② 「総合型、学校推薦型を、より思考力・判断力・表現力を評価できるよう改善すべき」(P. 19, 20)
とてもそう思う 11.0% そう思う 65.7% (国立: 11.7%、59.1%、公立: 6.8%、71.4%、私立: 11.3%、66.6%)
- ③ 小論文を課す選抜区分の割合 (P. 89)
AO入試・国立: 22.5%、公立 26.0%、私立: 23.2%、推薦入試・国立: 38.3%、公立 52.0%、私立: 25.5%

- ④ 一般選抜で記述式問題を充実すべきと考えている割合（私立大学・規模別）（P. 26）
150人未満：57.3%、150人以上300人未満：49.1%、300人以上：49.1%
- ⑤ 三つのポリシー及び出題方針における思考力・判断力・表現力の育成・評価に関する記載（P. 11）
卒業認定・学授与の方針：72.9%、教育課程編成・実施の方針：68.0%、入学者受け入れ方針：80.3%
出題方針：44.7%

6. 高校・大学における教育の充実

(1) 高等学校における教育の充実

- 教育課程全体での言語活動の充実を求める現行学習指導要領に基づく指導を徹底するとともに、2022年度から年次進行で実施される新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善による思考力・判断力・表現力等の育成を推進する必要がある。
- その際、穴埋め式問題等に過剰適応した学習が広がっているとの指摘にも留意し、日常的な指導や定期考査等で文章を書かせるなど、論理的に説明する力を高める指導を充実させることが重要である。
- 高大接続改革の理念に立ち戻れば、大学入試における改善を推進するとともに、高等学校の指導の実態を継続的にデータで把握し、国や設置者が必要な指導助言を行うとともに、高校と大学との対話や連携協力を活かしていくことも重要である。

1 (2) 高大連携プログラムの充実

- 2 ● 高等学校と大学の連携の下、実際に大学で扱われている研究テーマについて、課題の発見や仮説の
3 設定、それらを裏付ける実験や調査の組み立て方、一連の課題解決のプロセスをレポートにまとめ
4 る方法等を総合的に指導する取組が広がりつつあるが、こうした取組は、より適切な進路選択に資
5 するだけでなく、思考力・判断力・表現力等を伸ばす観点からも有効であると考えられる。
- 6 ● こうした高大連携プログラムのプロセスや成果を A0 入試や推薦入試の中で活用する取組としては、
7 例えば、大学による模擬講義を利用する選抜区分が、A0 入試で 14.3%、推薦入試で 1.7%（令和 2
8 年度入試）となっており、更に充実させていくことが有益と考えられる。

9 <これまでに出された主な意見>

- 高大の接続を改善していく観点からは、米国のように高校生が大学レベルのコースを先取り学習し、一定の単位を修得した場合、高校生が修得した単位数等を当該大学の卒業単位として認められるようにする早期履修制度（アドバンスト・プレースメント）の推進も検討されるべき。マッチングの改善だけでなく、思考力・判断力・表現力の育成に関しても、大きな効果が見込めるのでは。
- アドバンストプレースメントの障害としては時間割の問題が大きかったが、オンライン授業であれば、時間と場所の制約がなくなり、普及の可能性はある。
- 多くの大学では、新入生の多くが論じる力を十分に身に付けずに入学しており、初年次教育の文章作成の指導では、本来なら高校までに身に付けておくべき内容が少なからず含まれている。
- 高校現場の指導と大学が求める記述スキルが乖離している印象もある。指導方法や指導内容をすり合わせるために、専攻や分野を問わない形で、共通スキルとして開発することも考えられる。
- 大学で求められる研究力と高校の探究活動には親和性があり、汎用的スキルとしてライティング力の育成を支援できれば双方にメリットがあるのではないかと。

【参考①】 実態調査（参考資料 3）（学力検査以外に考慮する資料等の利用率）（P. 100）

模擬講義を利用する選抜区分：一般入試 0.1%、AO入試：14.3%、推薦入試：1.7%

※模擬講義は、模擬講義等（実験棟を含む）を受講することを要件とする選抜方法。また、模擬講義等の理解力等を問うレポート等も含む。

【参考②】 個別入学者選抜改革の進展（参考資料 2-4 P. 65~69）

【参考③】 高校生が大学教育に触れる機会の提供（「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況」）（参考資料 2-2 P. 12）

- 大学教員が高校へ出向き定期的に行う講義または授業・H26：294 大学（38.5%）→H30：325 大学（42.7%）
- 大学教員が高校へ出向き行う講演等・H26：591 大学（77.4%）→H30：615 大学（80.8%）
- 大学において行う、高校生を対象とした大学教員による講演等・H26：368 大学（48.2%）→H30：415 大学（54.5%）
- 高校生を対象とした、公開講座の開催・H26：216 大学（28.3%）→H30：223 大学（29.3%）
- 高校生を対象とした、大学の通常授業の履修・H26：201 大学（26.3%）→H30：211 大学（27.7%）
- 高校生を対象とした体験授業の開催・H26：530 大学（69.4%）→H30：564 大学（74.1%）

10
11
12

1 (3) 大学入学者選抜と大学入学後の教育の一貫した取組の推進

- 2 ● 高等学校段階までに培われた思考力・判断力・表現力は、大学入学者選抜において適切に評価する
3 だけではなく、大学入学後の教育でも一層伸長させ、社会に出た後にその能力を発揮して活躍でき
4 るようにする必要がある。
- 5 ● 近年、初年次教育等の取組の中で、論理的なレポート・論文の書き方などの技術指導（アカデミック・ライティング）や、プレゼンテーションや集団討論等の技法を身に付ける教育をカリキュラム
6 上明確に位置づけて取り組む大学や、全学組織としてライティング・センター等の支援組織を設置
7 し、課題を抱える学生の個別支援に取り組む大学も増えてきている。国においては、大学入学者選
8 抜における記述式問題の充実と大学入学後の教育を一貫させ、思考力・判断力・表現力等の能力を
9 育成・評価する取組を一層推進していく必要がある。
- 10
- 11

<これまでに出された主な意見>

- かなりの大学が、大学入学後の教育の充実を通して思考力・判断力・表現力を育成すべきとの意見だった。これらの育成は大学の3つのポリシーでしっかり位置づけた上で、3ポリシーの連携を強化すべき。また、入学後の記述力の育成に優れた大学プログラムに対してインセンティブを付与する方法もある。
- 各大学の特色や事情があることを十分に踏まえつつ、思考力・判断力・表現力等の育成・評価を推進する観点から、3つのポリシーや出題方針の連動性の強化の必要性も含め、ガイドラインを見直すべき。
- 中教審大学分科会において、質保証システム全体の見直しの議論が始まっている。DP、CP、APが具体的かつ統合したものになっているのかや、実際にAPに即した入学者選抜になっているのかは大変重要であり、大学の自己評価に基づく評価（認証評価）を充実させることも検討の余地がある。

【参考】実態調査（参考資料3）

- ① 「思考力・判断力・表現力の育成のため、大学入学後の教育を充実させるべき」（P. 19, 20）
とてもそう思う 25.2%、そう思う 65.5%（国立：24.2%、60.8%、公立：25.0%、64.6%、私立：25.4%、66.7%）
- ② 三つのポリシー及び出題方針における思考力・判断力・表現力の育成・評価に関する記載（P. 11）
卒業認定・学授与の方針：72.9%、教育課程編成・実施の方針：68.0%、入学者受け入れ方針：80.3%
出題方針：44.7%

英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】 【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

1. 総合的な英語力評価の意義

（国際共通語としての英語）

- 英語は世界で最も話者が多く、インターネット上でも最も使用される言語である。各種の国際会議や国際ビジネスの場でも国際共通語と位置づけられており、非英語圏の多くの国民が第一外国語として学んでいる。

（初等中等教育段階の取組）

- 我が国の英語教育は、昭和30年代の学習指導要領以来、英語4技能の総合的な育成を目標に掲げ取組を進めてきた。第3期教育振興基本計画（平成30年）においては、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル（英検3級）相当以上、高等学校卒業段階でA2レベル（英検準2級）相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にするという目標を設定しており、この水準に到達した中学生の割合が44.0%、高校生の割合が43.6%となるなど改善傾向にある（※1）。他方、4技能別に見ると、A2レベル以上の高校生は「聞くこと」33.6%、「読むこと」33.5%に対し、「話すこと」12.9%、「書くこと」19.7%となっており、後者により大きな課題がある（※2）。

（大学の教育研究における英語の必要性）

- 大学入学者選抜で最も課されている教科は英語である。例えば、令和2年度大学入試センター試験の受験者に占める「英語」を受験した者の割合は筆記が98.4%、リスニングが97.2%であり、同試験を利用した選抜区分のうち95.7%で英語が必須又は選択科目で課されていた。また、各大学の個別選抜においても89.0%の選抜区分において英語が必須科目又は選択科目で課されている（※3）。大多数の大学・学部は「一定程度の英語力が入学後の学修・卒業に必要」と判断していると考えられる。
- また、研究面でも、学術ジャーナルの使用言語は圧倒的に英語であり（※4）、国際的な学術交流、国際学会等の場における使用言語も英語である。
- 一方、教学マネジメントの要である3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）においては、学部全体の方針に英語力に関する記載がある学部はそれぞれ、25.0%、35.2%、37.3%となっている（※5）。また、1年次後半と比較して2～4年次で英語運用能力が低下している可能性を示唆するデータや、「大学教育が外国語を使う力の育成に役に立っている」と考える大学生の割合が30.6%に留まっているとの調査結果もある。（※6）

（大学卒業後における英語力の必要性）

- 日本企業の海外進出、国境を越えた企業統合や外国からの直接投資、在留外国人等の増加を背景として、企業や団体を対象とした調査においては「今後のビジネスパーソンにとって重要な知識やスキル」「社員や職員に不足している・今後強化する必要がある知識やスキル」で、いずれも英語が最多であった（それぞれ82.6%、67.0%）。また、企業・団体等が目標とする英語水準に関しては、

1 「英語で行われる会議で議論できる」19.9%、「取引先／海外支店と電話でやり取りできる」15.5%、
2 「取引先／海外支店とメールでやり取りできる」15.5%、「通訳なしの海外出張に一人で行ける」
3 14.6%となっており、卒業後の社会では、話す、書くも含めた総合的な英語能力が求められている
4 (※7)。他方、主要な英語能力テストにおいて、我が国の平均スコアは諸外国の中でも最下位ク
5 ラスになっている(※8)。

- 6 ● こうした中、経済団体と国公私の大学トップが対話しまとめた「採用と大学教育の未来に関する産
7 学協議会 報告書」においても、文系・理系を問わず、大学で身に付けるべきリテラシーの1つと
8 して「外国語コミュニケーション能力」が位置付けられている。(※9)
9

<これまでの主な意見>

(英語の必要性)

- 何故英語なのか、何故4技能なのか、何故大学入試で必要なのか、共通理解が必要。
- 我が国で英語が必要な人はまだ少ないが、人口減少が進み、中小企業の海外進出も増加。企業の約3割が訪日客ビジネスを実施し、6割が拡大に意欲。人事でも現地採用との互換がなされ、共通語は英語。英語ができないと若者の将来の可能性が狭まる。
- 英語の重要性は認めるが、英語帝国主義に陥ってはならない。全員に高度な英語力をつける必要はない。英語の前に日本語。その上で、英語のみならず多様な言語ができる人材がグローバル人材では。
- 既に小学校から英語が義務化されており、英語以外を中・高の教育課程に入れる余裕はない。
- 日本語の方が重要とか、英語だけでいいのか等の二項対立の議論は非生産的。日本語で意見が言えないなら英語でも無理であり、並行して思考力・判断力・表現力の育成が重要。
- 卒業後を念頭に置けば、英語に直接関わらない学問分野も含め、総合的な英語力を大学時代に伸ばすことが重要。各大学は3つのポリシーで、この点を明らかにすべき。
- 各国でも英語4技能の向上に高い期待がある。4技能評価を行わないと決めた国・地域はない。

(日本人の英語力)

- 英語は国際共通語だが、その運用能力がいずれの試験のスコアを見ても振るわない。大学4年間で、高校までの基礎の上に一層英語力を向上させていくことの重要性は明らか。
- 全国学力・学習状況調査や TOEFL の結果によると、日本人は、英語を読んだり聞いたりして理解して、その場面に合った発話をするのが非常に苦手。
- 全体のスコアの低さも問題だが、高いレベルの英語能力を持つべき人が高いレベルに至っていないことも問題。大学生全体と高度人材に求められる英語力とは分けて整理すべき。
- 国際会議で日本人が話せないのは、英語を実際に使う場がないことが原因の一つ。日本人の英語力を高めるためには、高・大の英語教育に、相互理解と一貫性が必要。

【参考1】大学入学者選抜関連基礎資料集第3分冊(総合的な英語力の育成・評価関係)

※1 : P41、※2 : P44、※3 : P63、※4 : P77、※5 : P66、※6 : P74・75、※7 : P26・27、
※8 : P9~13、※9 : P29

1 (英語資格・検定試験活用の意義)

- 2 ● 英語資格・検定試験は、初等中等教育、高等教育、留学、就職等における英語力評価に活用され、
3 大学入学者選抜においても、各大学の判断で採用され、長年にわたって拡大してきた。大学入学者
4 選抜における総合的な英語力評価のあり方を考える上では、こうしたスコアの活用が、受験生・大
5 学それぞれにとって、どのような意義を有していたのかを確認しておく必要がある。

6
7 <受験生の視点>

- 8 ① 平素の努力の結果が大学入試においても評価されることは、英語を得意とする生徒にとって、学習
9 の継続に対する大きなインセンティブとなり得る。
10 ② 留学、卒業後の就職等を見据え、英語力を伸ばしておきたい高校生にとっては、これらの機会で能
11 力証明として使える資格・検定試験のスコアが入試で活用できれば利点が大きい。
12 ③ 高校までに培った英語力のスコアを活用できることにより、大学ごとに傾向が異なることなどによ
13 る個別の試験に向けた準備負担が軽減される。

14
15 <大学側の視点>

- 16 ① 資格・検定試験のスコアを入学後の教育において到達水準として活用している大学にとっては、入
17 試段階で一定のスコアを提出させることにより、その後の教育活動と一貫した取組を進めることが
18 できる。
19 ② 在学中の留学を義務付け又は推奨している大学においては、留学手続で提出が求められる資格・検
20 定試験について、一定以上のスコアを取得している学生を選抜することは合理的である。
21 ③ 「話すこと」「書くこと」「聞くこと」の評価は、同一日・一斉に行われる個別学力試験で実施する
22 ことが困難な場合が多い。資格・検定試験の活用により、これらの評価を効率的に実施できる。

2. 大学入試英語成績提供システムの見送りの段階で指摘された課題

- 大学入学者選抜における4技能評価については、約50万人規模のスピーキングテストを同一日程・同一問題で共通テストとして実施することは困難であることを踏まえ、既に大学入試で広く活用され、一定の評価が定着している民間の英語資格・検定試験のうち、大学入試センターが参加要件を満たすものとして確認した試験の結果を、大学入試センターが一元的に集約し、各大学に提供する仕組みを導入することとなった。
- しかしながら、この「大学入試英語成績提供システム」に対しては、以下のような課題が指摘され、2019年11月に導入の見送りを行うこととなった。

(1) 地理的・経済的事情への対応が不十分であるとの指摘

- 英語資格・検定試験の受検機会について、地理的、経済的事情により不公平であるとの指摘が出された。特に、国立大学への出願において、資格・検定試験の受検が事実上必須化したことから、このことへの懸念が強く指摘された。
- 経済的事情への対応については、経済的に困難な受験者に対し、試験実施団体が検定料を軽減することとしていたが、減額幅は各団体の判断に任されていた。また、成績提供の対象は、「高校3年の4月から12月の間に受検した2回まで」と限定していたが、受験年度まで練習受験が可能であり経済的に困難な生徒が不利との指摘があった。文部科学省は、改めて各試験実施団体に対して配慮を要請したが、検定料の軽減率は5～45%と団体間での差が大きかった。
- 地理的事情への対応については、全都道府県で全ての参加試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて地方部では受験可能な試験が限定されているなどの指摘に対して、文部科学省は、国立大学や地方公共団体に対する会場提供への協力要請、試験実施団体への会場の追加設置の要請、離島の生徒の英語資格・検定試験の受験に係る経費補助の概算要求等を行った。一部試験においては、共通テストを上回る会場数が確保されたが、試験間で提供できる会場数の違いも大きかった。

(2) 障害のある受験者への配慮が不十分であるとの指摘

- 障害者に対する合理的配慮の内容については、試験によるばらつきが生じているとの指摘があった。文部科学省においては、各団体の対応状況をホームページ上で公表するなど対応をとったが、最終的には試験実施団体の判断によるものであり、試験によって対応が分かれた。

(3) CEFR 対照表で目的や内容の異なる試験の成績を比較することは根拠に乏しいとの指摘

- 大学入試英語成績提供システムにおいては、多様な英語力の測定、多様なニーズへの対応、受験機会の拡充等の観点を踏まえ、複数の異なる資格・検定試験の成績とCEFR（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）のスケールを対照させ、段階別の成績を提供する仕組みが採用された。
- これに対しては、目的や内容の異なる試験同士をCEFR対照表を介して比較し、競争選抜試験に活用することは根拠に乏しいのではないかと指摘があった。また、CEFR対照表に基づく段階別成績表示を共通テストの枠組で活用することの信頼性・妥当性に疑問の声があった。

(4) 国の民間事業者への関与のあり方

- 大学入試英語成績提供システムは、既に英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、高等学校教育や大学教育、大学入学者選抜で活用が進んでいた資格・検定試験を大学入学共通

1 テストの枠組みでも活用しようとするものであったことから、その基本的な仕組みは大学入試セン
2 ターが参加要件を満たすものとして確認した英語資格・検定試験の実施団体と協定を締結して実施
3 するというものであった。このため、国や大学入試センターが試験実施団体に対して、指示や命令
4 はできない仕組みであった。

5
6 **(5) 英語資格・検定試験の活用に関する情報提供の遅れ**

- 7 ● 各資格・検定試験の実施日時・場所などの情報提供が遅れたこと、大学による英語資格・検定試験
8 活用の有無や活用方法が実施前年度になっても明らかにならなかったことから、受験生及び高校関
9 係者から不安の声が出された。文部科学省は、ホームページに「英語成績提供システム」の参加試
10 験の日程、会場、検定料、障害者への配慮の内容、各大学・学部・入試区分ごとの活用予定等の関
11 連情報を提供する「大学入試英語ポータルサイト」を設置したが、令和元年10月末までにシステム
12 の利用予定を公表した大学は約6割であり、それ以外の大学は利用予定がなお明らかにされなかつ
13 た。

3. 英語資格・検定試験の活用に関する大学の意見や活用の実態

本検討会議では、全大学の全学部に対してアンケート調査を実施し、英語のスピーキング・ライティングの評価方法に関する意見や選抜区分毎の英語資格・検定試験の活用の実態について詳細な分析を行った。

(1) 英語資格・検定試験の活用に関する大学の意見（学部別）※1

- 「大学入学共通テストの枠組で英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見が 31.9%（国立 27.1%、公立 21.4%、私立 34.2%）、否定的意見が 66.7%（国立 72.6%、公立 73.5%、私立 64.7%）であった。
- 「個別入試（一般選抜）において英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見が 45.2%（国立 19.7%、公立 27.1%、私立 53.1%）、否定的意見が 53.5%（国立 80.1%、公立 67.7%、私立 45.8%）であった。また、「個別入試（総合型、学校推薦型）において英語資格・検定試験を活用すべき」について、肯定的意見が 57.9%（国立 44.6%、公立 36.9%、私立 63.3%）、否定的意見が 40.6%（国立 54.1%、公立 57.8%、私立 35.6%）であった。
- 「大学入学後の教育において、英語資格・検定試験を活用して評価すべき」か否かについても併せて意見を聴取したが、肯定的意見が 69.3%（国立 68.8%、公立 59.9%、私立 70.5%）、否定的意見が 29.4%（国立 30.9%、公立 34.4%、私立 28.4%）であった。
- 自由記述欄では、共通テストの枠組での資格・検定試験の活用について、「目的の異なる試験を一つの指標に当てはめて共通テストに利用するのは無理がある」「コロナ禍で中止・延期が多数生じ、民間試験のみに依存する仕組みの課題が浮き彫りになった」、個別選抜での活用については、「各大学が4技能試験を実施するのは現実的でないので、資格・検定試験を活用すべき」「資格・検定試験は、各大学が責任をもって活用する形とすべき」等の意見があった。

(2) 英語資格・検定試験の活用の実態（選抜区分別）※2

- 英語資格・検定試験の「活用」（活用ありと今後活用予定の合計）は一般入試で 21.3%（国立 14.3%、公立 4.1%、私立 22.7%）、AO入試で 37.9%（国立 45.6%、公立 34.6%、私立 36.9%）、推薦入試で 25.7%（国立 26.6%、公立 15.0%、私立 26.0%）であった。
- 一方、「検討」（活用を検討中と検討予定の合計）は一般入試で 35.0%（国立 31.8%、公立 43.7%、私立 35.1%）、AO入試で 20.8%（国立 21.2%、公立 21.2%、私立 20.7%）、推薦入試で 28.0%（国立 25.1%、公立 30.8%、私立 28.2%）であった。

(3) 技能別の出題実態 ※3

- 一般入試の個別学力検査「英語」では、「読むこと」を 95.2%の選抜区分（国立 99.3%、公立 86.2%、95.1%）、「書くこと」を 44.3%の選抜区分（国立 95.5%、公立 87.1%、私立 39.2%）、「聞くこと」を 2.2%（国立 10.1%、公立 3.6%、私立 1.5%）「話すこと」を 0.2%の選抜区分（国立 0.2%、公立 0%、私立 0.2%）で出題していた。

【参考】実態調査 ※1：P15・16・140～147 ※2：P104 ※3：P88

4. 総合的な英語力評価の推進の考え方

➤ 1. 2. 3. を踏まえ、大学入学者選抜における総合的な英語力評価をどのように推進するか。

<これまでの主な意見>

(①英語4技能を入試で問う必要性)

- 高等学校学習指導要領で「英語で授業を行う」と告示されてから10年以上経つのに、入試が2技能であるため、受験が近づくほど、4技能の必要性がなくなる現状は改善する必要。
- 入試での資格・検定試験の活用を契機に、授業が変わってきたとの高校生の声もある。
- スピーキングと他の3技能の相関は、リスニング、ライティング、リーディングの順に低くなる。4技能が必要であれば、スピーキングを含めて入試で問う重要性は高い。
- 国家試験合格を目標としている分野や、スポーツ・芸術・国文学などの分野では英語4技能が優先課題ではない。
- 4技能の重要性が低いという大学もあるが、卒業後の必要性も加味して考えるべき。
- 国大協としては、入学後に英語4技能の教育を受けるうえで、一定のレベルが必要という立場。

(②大学入学共通テストの枠組における資格・検定試験の活用の実現可能性)

- 英語資格・検定試験は、試験によって会場数、受験料、実施回数、テストの測定対象や、障害者への配慮が大きく異なり、共通テストで用いるには公平性の確保が困難。
- コロナ禍で資格・検定試験の中止や延期が相次ぎ、検定に依存する仕組みの課題が浮き彫りになった。
- 共通テスト本体並みの公平性が求められる中、指摘された課題を短期間で解決するのは困難。
- 英語成績提供システムでは、多くの私大が採用してきた英検・GTECの従来型（学校会場含む）が利用不可となった。共通テストの枠組に無理に当てはめなければ、地域格差の問題は生じなかった。

(③共通テストにおける4技能試験の開発可能性、共通テスト「英語」のあり方)

- 中長期的には、国・大学入試センターに英語4技能試験の開発・支援を要望する。
- 共通テストでの4技能評価は、対面式なら十分な数の面接官と試験室、録音式なら機器開発等が必要。また、採点のブレや自己採点との不一致等、記述式同様の問題が生じ、実施が困難。
- 共通テスト「英語」は継続実施すべき、その中で他の2技能も評価できるよう作題を工夫すべき。
- 共通テスト「英語」で、発音・アクセント、語句整序を廃止したが、これらは、話す力・書く力を間接的に測定していたはず。エビデンスを基に議論し、方針を定め直すべき。
- 高等学校以下の教育は4技能。共通テストで2技能だけの英語試験を残すべきではない。

(④個別試験（一般選抜）の役割)

- 条件が整う大学では独自の4技能試験をやればよいが、個々の大学がスピーキングを導入することは、採点の質や費用等の問題から、試験団体の協力を得た開発などの例を除いてほぼ不可能。
- 一般、AO、推薦で資格・検定試験の活用（みなし得点）を実施しているが、追跡調査では資格・検定試験で入学した生徒は海外留学を積極的に希望する傾向。
- 受験回数、受験期間の制限は不要であり、中学や高校1・2年時の成績も活用可能とすべき。
- 何らかの事情で英語資格・検定試験を受けられない受験生にも配慮し、非利用枠を残すことが重要。
- 一足飛びに自前の英語試験をやめ、資格検定試験を全面導入するのではなく、個別試験と外部試験のうち、成績の良い方を選択的に使えるようにすべき。

(⑤多様な選抜形態の果たす役割)

- 一般選抜で4技能評価をしていなくても、総合・学校推薦でよい取組を実践している場合もある。
- 一般入試で資格・検定試験を活用すべきという意見は、私立と比較して国公立で低い。他方、総合型・学校推薦型で実施すべきという意見は国公立含めて広くある。
- 総合型選抜・学校推薦型選抜は時間をかけた丁寧な評価が可能であり、英語4技能評価にも向く。

1
2
3

5. 国による総合的な英語力評価の推進・支援策

- 4. を踏まえ、国による推進・支援方策についてどのように考えればよいか。

<これまでの主な意見>

- 資格検定試験の活用や独自の4技能試験の実施等について、優れた取組事例を収集・公表すべき。
- 英語資格・検定試験は、画一的ではなくAPに基づく多様な利用を促進すべき。

(地理的・経済的事情への配慮) ※資料3で詳述

- 英語資格・検定試験に係る地理的事情への配慮については、試験会場の増設やオンライン化を推進すべき。
- 英語資格・検定試験に係る経済的理由で受験が困難な生徒については、受検費用負担の軽減措置が必要。
- 入試に限らず、高校教育において資格試験が広く使われているのに、支援が不十分である。

(成績提供のあり方)

- 英語成績提供システムは、受験生・大学双方にとってメリットがあった。可能であれば統一した成績提供の仕組みを導入すべき。
- 受験前年にIDを付与し高3時のスコアに限定していたが、スコアの有効期間を大学の判断にするとシステムの根幹が変わる。また、仮に共通テストの枠組を外すと手数料が確保できず運用に支障。
- 試験団体が独自にシステム開発を開始しており、センターが一元管理する必要性を見極める必要。
- 各大学の英語資格・検定試験の活用を促す上で、オンラインでの成績提供は必要。各検定団体が独自に開発すればよいが、団体間で共通フォーマットを用いるなど、緩やかな統一は必要ではないか。

(関係機関での協議の必要性)

- 英国では、第三者機関のOfqualが、定期的に監査を実施しており、運営・質・公平性・利益相反などの観点で信頼性担保のための仕組みが定められている。
- 今回指摘された課題を踏まえると、資格・検定試験実施団体及び高大関係者等による協議と合意の場が必要ではないか。例えば、低所得層への検定料減免、オンライン受検システム整備、高校会場の拡充、成績提供の効率化、合理的配慮の推進、質に関する第三者評価等を議論することが考えられる。

4
5

6. 高校・大学における英語教育の充実

(1) 高等学校における英語教育の充実

- 我が国の英語教育は、昭和 30 年代の高等学校学習指導要領以来、英語 4 技能の総合的な育成を目標に掲げてきたが、指導の実態は語彙や文法などの知識の習得に偏りがちで、互いの考えを伝え合うコミュニケーション力の育成に課題があるとの指摘がなされてきた。こうした状況を踏まえ、現行の高等学校学習指導要領は、授業は英語で行い、5 つの領域を結び付けた「統合的な言語活動」を重視しており、現場の実態もコミュニケーション重視の授業に向かって徐々に改善されてきている。
- 現在の大きな課題は、全体の取組状況に地域差や学校差が大きいことだと考えられる。文部科学省の英語教育実施状況調査によれば、教師の英語使用、生徒の言語活動、パフォーマンステストの実施、授業における ICT の活用等の取組が充実している都道府県・指定都市ほど、英語力の指標（中学校：CEFR A 1、高等学校：CEFR A 2）を満たしている生徒の割合が高い傾向がみられる。（※）
- こうした状況を踏まえれば、可能な限り地域間・学校間の差を埋める観点から、国と都道府県教委等が連携し、ICT の活用を含む効果的な指導方法を普及するとともに、ALT や英語堪能な人材を指導者として登用することを促進することが必要である。
- 英語力を伸ばそうとする努力の成果を評価し、モチベーションを高めるため、学校単位でのパフォーマンステストの実施、あるいは資格・検定試験の活用により、どの生徒も高等学校段階で総合的な英語力を把握・可視化できるようにすべきである。
- 教科「英語」の外も含め、教科横断的に学習・探究したことを生かして、英語で発信したり交流したりする機会（例：プレゼンテーション、ディベート、短期留学、海外交流など）の拡充を図ることも期待される。

<これまでの主な意見>

(①総論)

- 過去の調査結果からは、初等中等・高等の各段階で英語教育が十分機能していないと言える。
- 英語力向上という本来の目的のためには、高校現場の指導法や指導環境を直接改善すべき。
- 入試は教育のゴールではないため、入試に関わらず、高校で 4 技能を教えることが必要。
- 英語で議論できないのは、圧倒的な経験不足。授業で、英語を活用する機会を増やす必要。

(②地域差の解消)

- 40 人学級で会話力アップは困難。財政支援や ALT の配置等にも都道府県で差があるのが実態。全国の高校で英語力を向上させる施策を講じるべき。
- 日本人が日本人のスピーキング能力を向上させるのには限界。へき地であってもスピーキング力が高められるよう、オンライン英会話の活用等の英語教育施策をお願いしたい。

(③資格・検定試験の活用の意義、成果の可視化)

- 英語資格・検定試験の活用の意義については、受験者と大学の視点のみならず、学びの基礎診断の活用を含め、中等教育側の視点も入れて整理すべき。
- 高校の英語教育では、英語資格・検定試験を、学習の到達度を測る物差しとして活用してきた。スコアは短期的な目標として学習の動機付けにもなるし、授業改善の材料として活用できる。
- PDCA サイクルを回す際に資格・検定試験を活用することも考えられる。
- 民間試験は共通テストで活用することは不適當だが、高校でのアセスメントとしては有効。
- 国の将来を考えれば、高校卒業時に世界基準の英語力を証明できる仕組みも必要。
- 共通的な評価方法の開発を通じた英語力の可視化が必要。今の調査書の情報では評価が困難。CAN—DO リストを使うなど、英語を使って何ができるようになるかを明確化することが必要。

【参考 1】第 3 期教育振興基本計画 P61 目標 (7) グローバルに活躍する人材の育成

(測定指標) 英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A 1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A 2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 5 割以上にする

【参考 2】大学入学者選抜関連基礎資料集第 3 分冊 (総合的な英語力の育成・評価関係) ※ P55

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

(2) 大学入学後の教育の充実

- 大学教育における英語 4 技能の具体的な扱いは各大学の主体的判断によるものであるが、初等中等教育を通じて培い、受験準備でも伸長を求めた英語能力が、大学入学後の教育で必ずしも十分に伸ばせていない実態（※）があり、その改善は喫緊の課題である。
- 総合的な英語力の向上を必要と判断する大学・学部においては、在学中のみならず卒業後の必要性（社会との接続）も加味した上で、英語力の伸長に関し、「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）の連動性を強化することが期待される。その際、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から、英語資格・検定試験を活用することが有益と考えられる。
- 各大学における英語 4 技能の育成・評価の取組を支援する観点から、国においては、大学入試及び入学後の教育を有機的に連携させ、英語による授業や留学の促進なども含め、積極的な取組を行う大学にインセンティブを付与するとともに、好事例を普及させる必要がある。その際、大学生全体の英語力を効果的に底上げするプログラムと、国際機関や外交、国際ビジネス等の最前線で活躍できる高度な人材を育成する質の高い英語教育や専門教育を強化するプログラムの両方が重要である。
- また、国が産業界と協力して、初等中等教育における蓄積の上に立って、大学在学中に身に付けておくべき英語力や、就職時に求められる英語力の基準について参考になる考え方を明らかにし、大学の主体的な取組を促していくことも検討に値するものと考えられる。

<これまでに出された主な意見>

- TOEFL・IELTS 等は学術研究に必要な英語能力を測るテストであり、我が国の平均スコアの現状は、大学での英語教育がうまく機能していないことを示している可能性がある。
- 3つのポリシーは一貫性が求められ作成が義務付けられているものであり、英語運用力をしっかりと位置付けるべき。
- DP、CP、AP が具体的かつ整合したものになっているのかや、実際に AP に即した入学者選抜になっているのかは大変重要。大学の自己評価に基づく認証評価を充実させることも検討すべき。
- 高校で 4 技能教育をしっかりとやっても、大学でどこまで伸ばしてもらえるのか疑問を感じる。
- 高度人材の英語力を伸ばすためには、海外大学との共同学位、英語による授業のみで卒業できコースの設定、留学の促進など、英語による日常的な教育環境の充実が必要。

(大学生に求められる英語の水準)

- エリート教育として英語を自由に操れる国際人を育成するという話と同世代の 50%を超える大学生にどんな教育を提供したらいいのかという話は分けないと判断を間違う。
- 大学生にも、CEFR の B 2 レベルの取得を要件として課してもいいのではないか。
- 3つのポリシーに外国語能力を位置付ける大学が少ない原因として、卒業生の受け皿である社会が必要な外国語力を明示的に求めてこなかったこともある。今後「就職時に求められる外国語能力の基準」について国が経済団体や行政機関と連携して一定の考え方を示したり、それに基づいて各社がそれぞれ具体的な目安やスコアなどを提示したりしていくべき。
- 私大協は、3つのポリシーでは DP が一番重要と考える。DP を決める際に、社会が何を望んでいるかを踏まえることは重要であり、英語 4 技能について企業が何を望んでいるのかが分かれば参考になる。
- 日本の大学では教学マネジメントの体制が取られていないことを反省したい。各々の専門分野の教育には熱心だが、学修者の視線が欠けている。「大学入学後に英語 4 技能を独自に評価すべき」という回答が多いが、英語の先生がやればよいという受け止めもあり、課題だと認識。

【参考】大学入学選抜関連基礎資料集第 3 分冊（総合的な英語力の育成・評価関係）※P 72、74～76

19

1
2
3
4 **経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、**
5 **安心して試験を受けられる配慮について（案）**
6 **【これまでのご意見を踏まえて】**
7

座長代理 川嶋太津夫

8 **（1）基本的な考え方**

- 9 ● 大学入試に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を踏まえ、入
10 学者選抜の結果を社会的に信頼されるものとするためには、受験機会や選抜方法における「形式的
11 な公平性」を確保するとともに、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解
12 消法の規定に基づく障害者への合理的配慮の充実など「実質的公平性」を追求することが重要であ
13 る。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学のアドミッション・ポリシーに基
14 づき、積極的な取組が求められる。
- 15 ● また、2040年の社会を見据えて高等教育政策全般について学修者本位の教育への転換に向けた包括
16 的な提言を行った中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年
17 11月26日）では、「誰一人として取り残さない」というSDGsの考え方を踏まえ、全ての人が必要
18 な教育を受け、能力を最大限に発揮する社会の構築を念頭に置き、高等教育を多様な人材が集まり
19 新たな価値が創造される場にするなど提言しており、大学入学者選抜においてもこうした基
20 本的な考え方を踏まえる必要がある。

21 **<これまで主な意見>**

- 令和元年に子供の貧困対策の法令が改正され、生活保護世帯の大学進学率が指標として規定された。大
学入学者選抜実施要項にも「年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れ
に配慮する」との文言が盛り込まれている。国の政策がこれに逆行してはならない。
- 入試全体における格差の緩和について、中等教育及び高等教育の漸進的な無償制導入等の上位政策目標
と整合的な施策を打ち出す必要。
- 社会経済格差の問題は教育を論じる際には避けて通れない。文科省にも大学にも突きつけられた課題。
- キャンパスの多様性の確保は、苦しい立場の者に配慮するというだけでなく、議論や発想に多様性をも
たらし、教育環境の質を高め、他の学生にも裨益するという視点も重要。
- 本会議は当初は記述式・英語が発端だったが、多様な背景を有する者の教育機会という大きな問題に発
展したのは画期的。
- 例えば総合型選抜で留学を評価すると家庭の経済力が影響する。公平性・公正性の観点から、多様な経
験の評価に留意すべき。
- 公平性の担保は重要だが、不公平をゼロにすることは不可能であり、現実的な判断が必要。

(2) 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件への配慮

(入学者選抜のオンライン化の推進)

【※第23回会議「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」において討議】

- 令和3年度入試においては、コロナ禍の中、総合型・学校推薦型選抜等において、面接試験がオンラインで実施される大学が増えたが、今後も、自然災害等の事態への対応や地理的・経済的事情への配慮の観点から、面接試験のオンライン化は引き続き有効な手段であると考えられる。
- その際には、通信環境の不具合が生じ試験の継続ができない場合や入学志願者が通信環境を整えられない場合等への配慮が不可欠であり、例えば、あらかじめ予備日を設定する、日時を繰り下げ再試験の機会を設ける、志願者と個別に連絡をとって大学でのオンライン受験も可能とする、大学に連絡窓口を設け不測の事態に個別対応できるようにする等の措置を講じる必要がある。
- また、大学や高等学校の立地によってはオンライン入試の実施に十分な回線が確保されていない地域が一部に見られるとの指摘もある。大学や分野の特性によっては、対面での面接が欠かせないと判断される場合もあり得る。国においては、今年度の各大学における面接のオンライン化の実施状況や課題認識について実態を把握し、必要な措置を講じるとともに、障害者への合理的配慮も含めて、具体的な留意事項等を取りまとめて各大学に示すことが有益と考えられる。
- 他方、一般選抜における学力検査をオンラインで行うことについては、不正の防止方策等をはじめ、大学入学者選抜に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）の観点から高いハードルがあるため、将来の技術進歩等もにらみながら、当面は先行事例の分析や研究を行うことが必要であると考えられる。
- また、英語資格・検定試験については、地理的・経済的な事情への配慮及び試験の安定的な実施の観点から、オンライン受検システムの導入について、試験実施団体と高校・大学関係者等で協議することが考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」参照。）。

(大学入学共通テスト等の高校会場の拡充可能性の継続的検討)

- 大学入学共通テストについては、高校会場の拡充の検討が必要との指摘がある。このことについては、試験の安定的で確実な実施や大学・高校関係者の負担への配慮等も必要である上、地域の実情を踏まえる必要があるため、まずは、都道府県毎の大学・高校関係者の協議において、現状を踏まえた検討を促し、その結果を踏まえつつ、新たに設ける大学入試に関する常設の協議体において、継続的な検討を行うことが適当と考えられる（※第23回会議「ウィズコロナ、ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」で討議。）。
- また、英語資格・検定試験については、大学入試のみならず、各学校段階の教育活動等において重要な役割を果たしていることに鑑み、高校会場の活用の促進について、試験実施団体と高校関係者等で協議することも考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」参照。）。

<これまでの主な意見>

- 実態調査では、「宿泊を余儀なくされる生徒が何百人もいる」とか、会場確保のために「公立の小中高で実施すべき」との声があった。地域によっては高校会場拡充の可能性についても検討に値する。
- 現在のセンター試験でもアクセスは完全に公平なわけではなく、たとえば北海道では、特急に乗って移動し、前泊・後泊して、3泊4日でセンター試験を受験するような生徒がいる。
- 多くの私大は共通テストに施設を提供しているが、半数が、今以上の負担は困難と考えている。
- 英語資格・検定試験実施団体が離島・へき地に試験会場を設置する際の経費を支援すべき。

1 (低所得者への受検料等支援)

- 2 ➤ 資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」に関する議論等を踏まえ、経済的
3 に困難な事情を抱える者への支援策を検討することが必要と考えられる。
4

5 <これまでの主な意見>

- 困窮層の大学進学率上昇は、子供の貧困対策大綱に位置づけられているが、依然として低い。高校在学中に必要な経費や大学入学に至るプロセスへの支援が相対的に手薄であり、改善を図る必要。
- 仮に全受験生に英語資格・検定試験の受検を求めないとしたら、格差の問題は相当解消するが、個別大学の選抜の話であっても、十分な受検機会の確保につながる支援方を検討すべき。
- 今回問題になった大学入試における英語試験の活用以外にも、高校教育においては、検定試験や模擬試験が広く活用されている実態を踏まえ、生活保護制度及び高校生等奨学給付金に検定試験等の受検料を対象経費として追加すべき。それに先立ち、学校での検定試験等の活用状況等の実態調査も必要。
- 英語4技能を含め、今回の実態調査の結果、大学入学者選抜で広く活用されていることが明らかになった資格・検定試験の実施団体に対し、低所得層の受検料を低減させる仕組みの導入を要請すべき。

6 (3) 障害者への合理的配慮の充実

- 7 ● 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関
8 する法律」の趣旨に十分留意し、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するた
9 めに必要な合理的配慮を行うことが重要である。
- 10 ● 合理的配慮は、その実施に伴う負担が過重でないときに障害の特性や具体的場面・状況に応じて提
11 供するものであり、一律の措置を求めることは難しいが、各大学においては、申し出があるときに
12 は個別に丁寧に相談に応じ、先行事例も参考としつつ、何ができるかを検討することが必要であ
13 る。このため、障害のある学生等への支援について好事例の収集・提供等を行っている日本学生支
14 援機構において、参考になる考え方や事例を示していくことが考えられる。
- 15 ● また、英語資格・検定試験における合理的配慮の推進については、試験実施団体と高校・大学関係
16 者等で協議することが考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について
17 【案】」参照。）。

18 <これまでの主な意見>

- 障害者に対する試験内容の調整に関し、安易な免除ではなく公平に評価する方法の検討が必要。
- 各大学において、専門性を有する支援部署を意思決定権者の下に設置すべき。
- 合理的配慮の提供に当たり、記載用のフォームが大学によって異なり、保護者や受験生の負担になっているとの指摘がある。フォームの標準化を図ってはどうか。
- 事前の相談に教員、保護者、支援者等が加わることの可否について取扱に差があるとの指摘がある。日本学生支援機構が参考になる考え方や事例を示してはどうか。
- 複数の資料を見比べて記述式で回答する問題は、視覚や読字、手書きに障害のある者の認知的な負荷を高め、思考力ではなく認知的能力を問ってしまう可能性がある。変更・調整を十分行う必要。
- 英語4技能評価における合理的配慮について、個々の大学が考えることは難しい。想定される障害については、具体的な配慮の在り方を国が示しておく必要。
- 英語資格・検定試験において、最初から完璧な合理的配慮の提供体制を構築することは困難。異議・不服申立て等を行える仕組みを構築していく必要。
- スピーキングテストにおける吃音者への合理的配慮として、①発話時間延長、②発話試験免除、③タブレット以外の形式での実施、④「話す」の重みづけ変更、⑤非流暢性を加味した評価が考えられる。
- 多くの英語資格・検定試験では診断書の提出を求めるが、吃音の診断ができる医師は少ない。ケンブリッジ英検は、言語聴覚士・公認心理士の意見書でも可としており、同様の扱いが広がるべき。

(4) 地理的・経済的事実等のある志願者を対象とした特別選抜等の実施

(地理的・経済的事実への対応)

- 今般の実態調査の結果、様々な優れた取組事例（例：進学第一世代を対象とした給費生選抜、児童養護施設の入所者を対象として検定料・入学金・学納金を免除した選抜区分の設定、児童養護施設の長の推薦による選抜、地方出身者・離島出身者を対象とした公募型推薦入試、昼間のキャンパスでの勤務を前提とした夜間学部の総合型選抜 等）が明らかになった。
- こうした取組は、大学入試における実質的な公平性の追求の観点から意義が大きいですが、とりわけ特別選抜については、その趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）、志願者の入学後の教育に必要な学力の確保に留意すること（原則①：当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定）が必要である。
- 国においては、こうした取組の横展開を図る観点から、大学入学者選抜実施要項で留意事項を示し各大学での取組の推進を図るとともに、日本学生支援機構等において好事例を公表することが適当である。

<これまでの主な意見>

- 難民対応入試などを行っている大学もある。公平性とは別に、ポジティブアクションも必要。
- 社会経済的条件による教育機会の偏りの是正について、大学団体としてポリシーを出すべき。
- 大学入学者選抜実施要項の配慮の対象を広げ、「年齢、性別や性的指向・性自認、障がいの有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する」としてはどうか。
- 「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」では、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等について別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能と整理している。ここに経済的事実、国籍などの要素を加え、選抜実施要項に明記すべき。

【参考】実態調査（年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れへの配慮
（参考資料3 P154～158）

(実態調査と入試情報の公表)

【※第23回会議「ウイズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」において討議】

- 今般実施した大学入試実態調査については、エビデンスに基づいた大学入試政策立案の基礎的な資料として定期的に行うこととし、その中で、キャンパスの多様性を確保する大学の取組を把握し、優れた取組事例の普及に活かすべきである。
- また、国は、選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数や属性別の内訳、合理的な配慮の提供状況をはじめ、入試に関する様々な情報の適切な公表を、各大学に求めるべきである。

<これまでの主な意見>

- 修学支援新制度は入学後のケアという意味で画期的だが、入学前の志願の動機づけが課題。様々な大学で特別枠の入試を行っている事例があり、分野の違いも含めた取組実態を調査で把握すべき。
- 大学入学者の性別・エスニシティ、出身地域や障害のある受験生の受入れ状況等に関しては、イギリス政府では調査と情報開示を実施している。日本政府としても本格的に取り組む必要。
- 選抜性の高い大学や理系学部で女性比率が著しく低い例も散見される。多様性を基盤とした創造的なキャンパスを実現する観点から、入学者に占める男女比率を法令上の情報公開の対象とすべき。
- 日本語指導が必要な生徒の大学等進学率は著しく低い。強靱な多文化共生社会を構築していく観点から、早期から進学意欲を高める支援が有効であり、大使館等の協力も得て啓発事業を行うべき。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】 【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

(1) 令和 6 年度実施の入学者選抜に向けて

① 第 1 回大学入学共通テストの実施状況

- コロナ禍の中、県域を越えない会場で高等学校の基礎的な学習の達成度の評価を行うことができる大学入学共通テストが果たす役割が改めて認識され、その安全かつ確実な実施の重要性が多く関係者から指摘された。
- これまでの大学入試センター試験では、本試験の 1 週間後に全国 2 会場で追試験が行われていたが、今回は、新型コロナウイルス感染症への対応として、追試験を兼ねる第 2 日程が第 1 日程の 2 週間後に設定され、試験場が全国 47 都道府県に設定された。これらの措置は受験機会確保の観点から有効であったと考えられる。また、文部科学省、大学入試センターから感染対策のガイドライン等が示され、各大学や受験生の適切な対応により、感染対策を含め、概ね無事に実施されたと考えられる。

(出題方針、その実現状況、今後の課題)

- 第 1 回共通テストでは、センター試験の良い蓄積は継承しつつ、知識の理解の質や多様な情報を状況に応じて分析し判断する力が求められる問題や、日常的・社会的な事象と各教科で学習する理論を結び付ける学習の推進など高等学校における授業改善に向けたメッセージ性を意識した問題の作成が重視され、様々な資料や実社会で用いるデータを読み解く問題や与えられた情報を基に考察する問題が多く出題された。
- 各科目の個別の問題については、大学入試センターに置く問題評価・分析委員会を中心に、各科目の専門分野や教科教育の研究者、高等学校教員はじめ各方面からの意見を聴きながら、更なる改善に向けて検討を行う予定である。
- 他方、50 万人を超える受験者を対象にした一斉テストとして、出題できる問題に限りがあることから、各大学のアドミッション・ポリシーに照らして足りない判断する部分については、個別試験で対応することも必要であると考えられる

＜これまでに出された主な意見＞

- 円滑な実施に重きが置かれたが、センター試験から踏襲すべきことは踏襲しつつ新傾向の問題を取り入れ、共通テストのねらいはある程度実現できた。
- 英語については、BICS（日常生活で必要となる基本的な言語能力）と CALP（認知的に高度な能力が要請される言語能力）や、明示的指導法（語彙、文法、文章構造等を教師が説明し、練習を重ねて習得させる）と暗示的指導法（意味理解を通して無意識に語彙や文法を習得させる）等のバランスの観点から検証が期待される。
- 事前に詳細な受験案内が公表されていたことは評価できるが、情報の量や公開方法の更なる改善の必要性についても検証することが期待される。

1
2
3
4
5
6
7

② 共通テストの科目構成等の見直し（新教育課程への対応等）

- 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題科目の見直し等については、大学入試センターが大学・高校関係団体等からの意見聴取の結果を踏まえて検討中であり、大学入試センターとしての案が3月中に公表予定である。文部科学省では当該案を踏まえつつ、「大学入学者選抜の改善に関する協議」を踏まえて、本年夏に予告を通知する予定である。

＜これまでに出された主な意見＞

- コロナ禍の下で共通テストにはセーフティネットとしての役割があり、科目の簡素化、スリム化をどのように実現するかが課題。
- 原則として実施教科・科目数は削減すべき。ただし、学習指導要領に基づいて実施される高校教育の領域を可能な限り網羅すべきと考えるのであれば、新たな共通必修科目である「情報Ⅰ」を出題することも必要。
- CBT は導入コストや技術的課題が多い。「情報」への導入も含め、CBT が自己目的化しないように留意が必要。

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

③ 入学後の教育に必要な入試科目の設定の推進

- 大学入学者選抜に求められる原則①（当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定）の観点からは、各大学・学部への入学後の教育に必要な入試科目については、共通テストの活用や個別試験での出題により、適切に課すことが重要と考えられる。
- 選抜区分ごとの実態調査の結果、例えば、商学・経済学部で数学を必須とする選抜区分は7.2%（全く課さない選抜区分は22.4%）、医学系・農学系で生物を必須とする選抜区分はそれぞれ0.8%、5.1%（それぞれ全く課さない選抜区分は16.4%、10.1%）であった。一方で、令和3年度入試においては、文理融合等の観点から、従来数学を課していなかったいわゆる文系学部で、共通テストの数学を課すなどの改革が行われた例もあった。
- 各大学においては、入試と入学後の初年次教育等との役割分担の観点も踏まえつつ、選抜方法の妥当性について検証を行いつつ、入試科目や出題内容を不断に見直すことが重要である。また、国においても、大学入学者選抜実施要項の改訂や定期的な選抜区分ごとの実態調査を通じて、こうした取組を推進することが重要である。

1 (2) 秋季入学等の入学時期・修学年限の多様化に対応した入学者選抜のあり方

- 2 ● コロナ禍を契機として、教育再生実行会議においては、ニューノーマルにおける大学教育を実現する
3 方策の一つとして、学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化についての検討が行われて
4 いる。こうした検討に当たっては、入学者選抜のあり方についても議論し、受験機会や選抜方法の
5 多様化を一層推進することが必要である。
- 6 ● 特に秋季入学については、多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点
7 から、総合型選抜や社会人選抜、留学生入試など、学力試験を中心とする通常の一般選抜とは異なる
8 選抜基準・方法を中心に選抜することが適当である。こうした観点から、秋季入学に対応した入
9 学者選抜のあり方や留意点等について、大学入学者選抜実施要項に盛り込むことが必要である。

10 <更にご議論いただきたい点>

- 11 ● 秋季入学に対応した大学入学者選抜のあり方を検討するに当たって、大学入学共通テストの扱いに
12 ついてどのように考えることが適当か。(共通テストの活用は想定するか、想定すべきでないか。活
13 用するとした場合にはどのような留意点が考えられるか。) 等

14 【参考】4月以外の入学を認めている大学・学部の例(参考資料2-4 56~58頁参照)

15 (3) 総合型・学校推薦型選抜の推進

- 16 ● 限られた時間で学力試験を基本に多数の受験者の合否判定を行う一般選抜と比較して、総合型・学
17 校推薦型選抜は、評価に一定の時間を要する選抜方法(面接、口頭試問、小論文試験等)も実施し
18 やすいなど、より多面的・総合的な丁寧な選抜に向いている。
- 19 ● また、選抜時期の分散や面接のオンライン化も可能であり、同一日に一斉に実施される一般選抜と
20 比べ、感染症や大規模自然災害への耐性が高いなど、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の入試にお
21 ける意義は大きい。
- 22 ● その際、総合型選抜や学校推薦型選抜は、時間と労力がかかることから、実施体制の充実が必要で
23 ある。我が国においては、諸外国と比較しても、入学者選抜が教員主導で実施される度合いが強いが、
24 今後、専門人材の育成を推進し、アドミッションオフィスの役割・機能を強化していくことも課題
25 である。

26 ① 学部の求める人材の特性に応じた総合型・学校推薦型選抜の推進

- 27 ● 実態調査の結果によれば、一般選抜とAO入試、推薦入試の入学者数に占める割合は学科系統によ
って差がある。例えば一般入試が入学者数に占める割合が高いのは、医学(75.9%)、理学(72.0%)、
歯学(70.9%)等である一方、家政(37.0%)、芸術(37.9%)等は低い。

＜更にご議論いただきたい点＞

- 総合型・学校推薦型の推進が求められる分野、それらの良さがより発揮される分野についてどう考えるか。

【参考】第18回会議 国立大学協会意見発表資料

2021年度までに総合型選抜・学校推薦型選抜の割合目標を入学定員の30%としている。さらに、総合型選抜・学校推薦型選抜に適している分野、その目標とする数値も含めて引き続き検討

【参考】実態調査（参考資料3 27頁参照）

各入試方法（一般、総合型、学校推薦型）における募集人員の増減予定について聞いたところ、「今後も変えない予定」とした大学が、一般選抜で35.5%、総合型選抜で30.2%、学校推薦型選抜で34.6%。一方、検討中・検討予定とした大学が、一般選抜で42.5%、総合型選抜で41.8%、学校推薦型選抜で43.3%。

- 例えば、医学、歯学、薬学、保健、法学など学部の選択と卒業後の職業選択との関係が強い分野や人材の地域的偏在が問題となっている分野等において、志望の動機や目的意識など高い志を持った者等の選抜を一層重視する観点から、総合型・学校推薦型の果たすべき役割についてどう考えるか。

【参考】実態調査（一般選抜の割合）（参考資料3 31～32頁参照）

医学75.9%、理学72.0%、歯学70.9%、農学67.5%、工学64.4%、薬学61.4%、社会科学・その他（国際学科、地域学科等）51.6%、法学・政治学51.0%、人文科学50.1%、看護学49.9%、商学・経済学47.3%、教育48.2%、社会学44.7%、保健・その他（リハビリ、保健学科等）39.9%、芸術37.9%、家政37.0%

- 総合型・学校推薦型の推進に当たり、今回から導入された共通テストの成績の段階表示の活用についてどう考えるか。

② 総合型・学校推薦型選抜における学力の適切な把握

- 総合型選抜は入学志願者本人の記載する資料を積極的に活用する選抜形態であり、学校推薦型選抜は出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とする選抜形態であるが、一部に学力不問となっているとの指摘もあったことから、大学入学者選抜実施要項においては、大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価することを求めてきている（いわゆる学力把握措置の実施）。
- 今般実施した実態調査によれば、これらの選抜区分において、調査書における各科目の評定平均に加え、レポートや小論文、面接、討論、口頭試問、プレゼンテーション、生徒の探究的な学習の成果等に関する資料、模擬講義、事前課題、各種の資格・検定試験の結果など多様な資料が活用されている。
- 大学入学者選抜に求められる原則①（当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定）を踏まえれば、総合型・学校推薦型選抜の推進に当たっては、引き続き、学力の適切な把握を伴った形で行うことが必要である。

1 (4) 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進

2 ① 共通テスト出願の電子化

- 3 ● 実態調査によると、各大学の個別入試においては一般入試で 90.2%、AO 入試で 55.5%、推薦入試
4 で 57.8%（いずれも令和2年度入試）の選抜区分で電子出願が可能となっている。
- 5 ● 今後、大学入学共通テストの出願の電子化についても、各大学の個別入試と比べて出願者数が格
6 段に多いことに伴って求められるシステムの安定性や高度なセキュリティの確保、デジタル環境
7 を有しない志願者への配慮、現役生の出願における高等学校の関与の必要性の有無等にも留意し
8 つつ、大学・高校関係者とも協議しながら、早期の導入に向けて積極的に進めることが必要であ
9 る。
- 10 ● その際、各大学への出願前に志願者に得点を通知する仕組みを導入することについて、全体の入試
11 日程と志願者への通知時期や疑義照会への対応との関係、システムに求められる安定性、セキュ
12 リティ、コスト等を踏まえた上で、その実現可能性について併せて検討することが考えられる。

14 ② オンライン面接等の推進

- 15 ● 令和3年度入試においては、コロナ禍の中、総合型・学校推薦型選抜等において、面接試験がオ
16 ンラインで実施される大学が増えたが、コロナ禍が収束した後も、自然災害等の事態への対応や
17 地理的・経済的事情への配慮の観点から、面接試験のオンライン化は引き続き有効な手段である
18 と考えられる。
- 19 ● その際には、通信環境の不具合が生じ試験の継続ができない場合や入学志願者において通信環境
20 を整えることができない場合等への配慮が不可欠であり、例えば、日時を繰り下げ再試験の機会
21 を設ける、志願者と個別に連絡をとって大学でのオンライン受験も可能とする、大学に連絡窓口
22 を設け不測の事態に個別対応できるようにする等の措置を講じる必要がある。
- 23 ● また、大学の立地によってはオンライン入試の実施に十分な回線が確保されていない地域が一部
24 に見られるとの指摘もある。国においては、今年度の各大学における面接のオンライン化の実施
25 状況や課題認識について実態を把握し、必要な措置を講じるとともに、具体的な留意事項等を取
26 りまとめて各大学に示すことが有益であると考えられる。
- 27 ● 他方、一般選抜における学力検査をオンラインで行うことについては、不正の防止方策等をはじめ
28 大学入学者選抜に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）
29 の観点から高いハードルがあるため、将来の技術進歩等もにらみながら、当面は先行事例の分析
30 や研究を行うことが必要であると考えられる。

1
2 ③ CBT化の推進

- 3 ● CBTは、これまでの累次の提言でもその導入に向けた検討が求められており、マルチメディア
4 を利用した多様な方法での出題、採点や試験実施の効率化、成績提供の迅速化、試験の複数回実
5 施など、様々な可能性を有するものである。
- 6 ● その際、大学入学共通テストへのCBTの導入については、様々な試験や調査の中でも格段に高
7 い実施水準が求められる。具体的には、①全国的に均質で質の高い受験環境の確保、②トラブル
8 が生じた場合の対応体制の構築、③新しい試験の在り方に対する受験者を含めた社会全体の理解
9 （IRT（項目反応理論）により複数回受験を可能とする試験の場合には、試験問題の非公開な
10 ど我が国の試験文化の変容が必要となる）などの課題の解決が必要である。
- 11 ● このため、大学入試センターにおいては、海外の共通テストへのCBT導入の状況など、国内外
12 の取組事例の研究やコスト負担のあり方も踏まえ、知見を有する大学等の協力を得ながら課題解
13 消方策の検討を含む調査研究に引き続き取り組む必要がある。その際、導入自体が自己目的化し
14 ないよう、どのような方法が適切かつ実現可能かについて、高校・大学関係者との協議を経なが
15 ら慎重かつ具体的な検討が必要である。
- 16 ● 同時に、既に総合型選抜における学力把握の観点からCBTを導入している大学も一部にあ
17 り、こうした事例を収集し、情報提供を行って、各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜
18 における先行事例を拡大することも重要である。
- 19
20

1 (5) 大学入学者選抜の実施・検討体制

2 ① 各大学の入試情報の公表

- 3 ● 大学入学者選抜に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的な公平性の追求」が必要である。
- 4 ● こうした受験機会・選抜方法の公平性・公正性の確保の観点から、試験問題、解答・解答例や出題の意図（IRTによる場合を除く）、選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数や属性別内訳などの入試情報は各大学において適切に公表することが必要である。

10 ② 国による選抜区分毎の入試実態調査の定期的実施・公表・分析

- 11 ● 本検討会議は、選抜区分ごとの詳細な実態調査を行い、データに基づく丁寧な議論を行ってきた。今後もデータやエビデンスを重視した意思決定を行うことが重要であり、今回実施したような実態調査を、改善を図りつつ定期的に行い、大学入試政策を考える上での資料とすることが重要である。

16 ③ 大学入試センターの事業・経営の改善

- 17 ● 大学入学者選抜の改革を適切に進めていくためには、政策立案に資する専門的な知見を生かすことが重要である。このため、大学入試センターにおいては、外部研究者とも連携協働しつつ、入学者選抜の改善に資する研究開発を充実することが求められる。また、入試改革に関わる主要な論者の主張や関連データの有無等について知見を提供することも有益であると考えられる。
- 18 ● 大学入試センターの自己収入は、約9割が検定料収入であるため、18歳人口の減少に伴い、その収入も減少していくことが見込まれていることから、これまで同様高い質を保って安定的な運営を図っていくための財源の確保は大きな課題である。
- 19 ● 今回のコロナ禍での大学入試を考えてみても、共通テストが果たす役割は極めて重要であり、今後も共通テストを安定的に実施していくためには、関係者間で議論しつつ、利用大学が支払う成績提供手数料や試験実施に係る大学配分経費、国からの支援のあり方の検討、入試センターの事業の見直し等を通じた経営の改善が必要である。

1 ④ 大学入試についての高校・大学等関係者間の恒常的な協議体の設置

- 2 ● 大学入試の日程や留意事項等については、毎年、高等教育局長によって招集される「大学入学者
- 3 選抜の改善に関する協議」の合意を踏まえて、大学入学者選抜実施要項の通知を行っているが、
- 4 緊急事態における機動的な協議を可能とする観点からの会議体の常設化、協議のプロセスの透明
- 5 性の確保、構成メンバーの代表性の明確化等が必要である。
- 6
- 7 ● 新たな協議体においては、令和3年度入試において出願の直前に個別試験の中止を発表する大学
- 8 があり、受験生等から戸惑いの声が出されたことなども踏まえつつ、次年度選抜の日程や方法等
- 9 の協議を行うこと、さらに、中長期的に我が国の入試文化の変容を含む継続的な課題への対応も
- 10 含めた検討を行うことが求められる。
- 11

<これまでに出された主な意見>

- 自然災害や感染症等に耐え得る入学者選抜のあり方や、雪害や感染症拡大期である1月実施を回避する観点から、高校教育に与える影響を勘案しつつ大学入学共通テストを例えば12月に前倒しすることの適否など入試日程のあり方等について、継続的な検討が必要ではないか。
- 高校会場の拡充可能性について、試験の確実な実施や負担、公平性等の観点を勘案し、県毎の大学・高校関係者の協議を踏まえ、その可否について継続的に検討することが必要ではないか。
- 学びの基礎診断の検証を踏まえ、いわゆる基礎学力テストの可能性について、CBTの研究開発も含め、検討することが必要ではないか。

【参考】第16回会議 私大連意見発表

「各大学が入学者選抜において「多面的・総合的評価」を行っていくとの方向性と、その実現を担保するために必要となる入試日程や、今般のコロナ禍における入学者選抜の現状等に鑑みると、「大学入学共通テスト」の実施時期について、その早期化の視点も含めた検討が必要である。」